

確定申告・住民税申告の受付案内

「所得税及び住民税申告」を受付します。
申告は昨年1年間（1月から12月まで）
の所得を算出し、税額を計算するものです。
申告に必要な書類などは早めに準備して
下さい。

申告の日程表は裏面にあります。



問合せ先

新冠町役場 税務課税務グループ

電話 0146-47-2115

FAX 0146-47-2496

• • • • • わすれずにお持ち下さい • • • • •

公的年金等の源泉徴収イメージ

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受ける者	住所または居所 氏名 生年月日 昭和 年 月 日	
区分	支払金額	源泉徴収税額
法203条の3第1号適用分	*****0 円	*****0 円
法203条の3第2号適用分	*****0 円	*****0 円
法203条の3第3号適用分	***** 円	*****0 円
年金の種類	本人	控除対象配偶者の有無等
老齢基礎	特別障害者 其他障害者 特別寡婦 寡婦 有 無	老人控除対象配偶者の有無 有 無
控除対象扶養親族の数	本人以外の障害者の数	社会保険料の金額
特定 老人 其他	特別 其他	***** 円
(摘要) 【社会保険料の内訳】 介護保険料額 後期高齢者医療保険料額		円
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長		

- 年金収入がある方はこちらをお持ちください。年金額と源泉徴収税額、社会保険料が確認できます。
- 医療費控除や生命保険料控除がある方は、必要書類をお持ちください。

給与所得の源泉徴収票イメージ

令和 年分 給与所得の源泉徴収票		
支払を受ける者	住所または居所 氏名 生年月日 昭和 年 月 日	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額
厚生年金保険料等の金額	厚生年金保険料等の金額	厚生年金保険料等の金額
健康保険料等の金額	健康保険料等の金額	健康保険料等の金額
介護保険料等の金額	介護保険料等の金額	介護保険料等の金額
後期高齢者医療保険料等の金額	後期高齢者医療保険料等の金額	後期高齢者医療保険料等の金額
未成若年者	死亡退職金	本人が障害者
支払者	住所(居所)または所在地 氏名又は名称	

- 給与所得者はこちらをお持ちください。
- 職場で年末調整をされた方は確定申告の必要はありません。
- 社会保険料控除(※)や医療費控除、生命保険料控除、住宅借入金等特別控除などがある場合は、必要な書類をあわせてお持ちください。

※社会保険料控除とは以下のものです。

保険料	国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険 社会保険
年金基金	国民年金 厚生年金
掛金	共済組合 農業者年金



年金受給者の確定申告不要制度について

公的年金のみの受給者で、一定金額以上を受給するときには所得税が源泉徴収されているので、確定申告を行って税金の過不足を清算する必要があります。ただし、下記の1、2のいずれにも該当する方は確定申告不要制度の対象となり、確定申告をする必要がありません。

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(※)が20万円以下である。

上記により、確定申告が必要な方は

- 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下でも、その他の所得が20万円を超える人。
- 公的年金等から所得税が源泉徴収されている人で、各種控除が増えるため所得税の還付が受けられる可能性がある人。が考えられます。

となりの図も参考にしてください。



確定申告Q&A

Q1 確定申告って、どんな人がする必要があるのでですか？

⇒ そもそも確定申告とは、その人の一年間の収入にあわせて所得税をいくら納めるか計算し、過不足を精算するものです。

ただし、サラリーマンの場合は、サラリーマンの確定申告と言われる「年末調整」で計算をしていますので、不要なケースがほとんどです。

では、具体的に『必要な人』はどんな人でしょうか？

簡単に言うと次のような人になります。

- ①自分で商売（事業）をしている人
- ②自分の持っている不動産を貸している人
- ③サラリーマンの人で次に該当する人
 - 給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - 2ヶ所以上のお勤め先から給与をもらう人（もらった人）で、年末調整で所得税の精算ができていない人
 - 医療費が多額にかかった人
 - 新たに住宅の購入や一定の増改築をした人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
 - 生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取った人（すべての人ではありません。）
 - 年金をもらっている人で所得税の精算がすんでいない人

ほかにもありますが、疑問の場合は税務課へ連絡して下さい。

Q2 確定申告が必要となった場合、いつまでにすればいいですか？

⇒ 令和元年分の確定申告は、令和2年2月12日から同年3月16日までにして下さい。

また、税金を納める必要がある人は3月16日までにこれを納めます。

○役場で申告をする場合

税金を返してもらう還付申告の提出は1月から受付可能ですが、新冠町は1月28日（火）からとしています。

※詳しくは最終ページの日程表をご覧ください。

○税務署へ直接の場合

提出の方法は税務署に直接出向くのが原則ですが、郵送でも提出することができます。この場合、消印が3月16日まででなければ、期限までに申告したことにはなりません。

税金の納め方は、銀行での納付や、口座振替があります。